

資料編

小山市都市整備委員会条例

(設置)

第1条 小山市における都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、快適な都市環境の形成を目指し、本市の都市問題について調査研究を行うため、小山市都市整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 土地利用基本構想に関すること。
- (2) 中心市街地活性化に関すること。
- (3) 地区整備計画に関すること。
- (4) 都市環境整備計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の役員及び職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 一般市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会にその所掌事務に係る専門事項を分担させるため、専門部会を置く。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

小山市みどりのまちづくり条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における緑の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、緑豊かな生活環境の形成を図り、もって健康で文化的な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 緑豊かな生活環境は、市民の健康で文化的な生活に不可欠なものであり、かつ、現在の市民から将来の市民へ継承されるものであることにかんがみ、緑の保全と緑化の推進は、次に掲げる基本理念に従って行わなければならない。

（1） 緑の保全と緑化の推進に関する施策（以下「施策」という。）は、市民の深い理解と協力に基づいて進めること。

（2） 施策を進めるに当たっては、土地の所有者及び関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、他の公益目的との適切な調和について配慮すること。

（市長の責務）

第3条 市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため、基本的総合的な施策を定め、これを実施しなければならない。

2 市長は、緑の保全と緑化の推進に関する知識の普及及び意識の高揚に努め、市民が自主的に行う緑化活動を助長しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、所有又は管理する土地に樹木を植栽する等緑化活動を活発に行うとともに、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を実施するに当たっては、緑豊かな生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（基本方針）

第6条 市長は、緑の保全と緑化の推進を図るための基本方針を策定しなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 緑の保全と緑化の推進に関する構相

（2） 保存樹木等及び緑の街の指定並びにこれらの保全と緑化計画に関すること。

（3） その他緑の保全と緑化の推進に関し重要な事項

3 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ小山市緑化審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更にいて準用する。

第2章 緑化審議会

（緑化審議会）

第7条 緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を審議するため、小山市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- （1） 基本方針の策定に関すること。
- （2） 保存樹木等及び緑の街の指定、変更及び解除に関すること。
- （3） 河川の環境保全に関する事項
- （4） その他市長が緑の保全と緑化の推進に関し必要と認める事項

（組織）

第9条 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

（任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

小山市都市整備委員会・小山市緑化審議会 開催状況

開催日	議題
令和 4(2022) 年 3 月 16 日(水) 10:00 ~	・ 計画の概要・小山市の現状等について ・ 風土性調査・今後の方向性（案）について
令和 5(2023) 年 8 月 25 日(金) 10:00 ~	・ (仮称) 小山市都市と緑のマスタープラン 骨子案について
令和 5(2023) 年 12 月 8 日(金) 14:00 ~	・ (仮称) 小山市都市と緑のマスタープラン（案） について

小山市都市と緑のマスタープラン庁内検討委員会 開催状況

開催日	議題
令和 4(2022) 年 3 月 4 日（金） 15:00 ~	・ 計画の概要について ・ 市民アンケートおよび風土性調査の実施について
令和 5(2023) 年 6 月 29 日(木) 8:45 ~	・ (仮称) 小山市都市と緑のマスタープラン 骨子（案）について
令和 5(2023) 年 11 月 21 日(火) 9:00 ~	・ 小山市都市と緑のマスタープラン（案）について

現行計画の検証

●都市計画マスタープランの検証

分野	主な実現化した取組みと検証
土地利用	【主な方針内容】 ・現状の市街化区域内の土地の有効かつ高度利用を図ります。 ・市街化調整区域においては、農地・緑地等を保全しつつ、無秩序な市街化の抑制を図ります。 ・農地や河川、緑地等、豊かで貴重な自然環境の保全・活用を図ります。 【主な取組み】 ●市内 4 地区を市街化区域に編入しました。 ・雨ヶ谷地区 約 11.0ha ・思川西部地区 約 22.0ha ・観晃橋西地区 約 17.0ha ・小山東工業団地地区 約 34.0ha ・小山第四工業団地地区 約 23.5ha 合計 約 107.5ha 〔H17〕市街化区域：約 3,248ha 市街化調整区域：約 13,913ha 〔R6〕市街化区域：約 3,355ha 市街化調整区域：約 13,820ha ●松沼地区では、計画の方針に沿って、思川駅北口駅前地区で地区計画を策定し、新規開発（約 2.3ha）の誘導を行いました。 ●地区計画を策定し、良好な居住環境の確保に努めました。 ●地区計画を策定し、工業団地の造成を実施し、産業の振興および雇用の拡大を図りました。 ●市街化調整区域における立地規制を緩和する、小山市開発行為の許可基準に関する条例を策定しました。 ●開発許可による市街化調整区域内の宅地化が進行しました。 ●令和 4（2022）年 4 月に開発許可の規制の見直しを実施し、浸水想定区域等の災害危険区域等を除外しました。 ●小山駅周辺の 3 地区で市街地再開発事業等を実施し、合計 792 戸の新規住戸を整備しました。 ・（再）城山町三丁目第一地区 約 0.5ha、133 戸 ・（優）駅東通り一丁目第一地区 約 0.3ha、135 戸 ・（再）城山町二丁目第一地区 約 0.4ha、144 戸 ・（再）城山町三丁目第二地区 約 1.2ha、380 戸 ※（再）市街地再開発事業 （優）優良建築物等整備事業

分野	主な実現化した取組みと検証
	※城山町 3 丁目第二地区は、事業中 ●小山駅東口周辺利用基本構想を策定しました。 【検証】 ○市街化区域への編入による土地区画整理事業、小山駅周辺整備や市街地再開発事業等を実施しました。一定の人口増には貢献できましたが、人口減少や高齢化の進展による空き家・空地等、都市のスポンジ化が進行している状況です。依然として続くスプロール化と市街地中心部の空洞化に対応する必要があります。 ○市街地中心部の駐車場や空地・空き店舗等の低未利用地の増加によるスポンジ化対策が必要です。 ○駅周辺の街路空間や空き家・空き店舗、空地等の既存ストックを活用し、ウォーカブル化として、居心地がよく歩きたくなる空間の創出が必要です。 ○市街化調整区域においては、少子高齢化による人口減少が進んでおり、農業就業者の減少による耕作放棄地の増加や生活利便性の低下への対応が必要です。 ○市街化調整区域の開発規制の合理化を行い定住人口増につながりました。法改正により、令和 4（2022）年 4 月に開発規制見直しとして、災害危険区域の除外がなされましたが、居住誘導区域への居住の誘導を図るため、更なる規制見直しの検討が必要です。
道路・ 交通体系	【主な方針内容】 ・周辺都市との広域道路ネットワークを強化します。 ・市内は放射環状型の幹線道路を整備しつつ、都市計画道路等の計画的かつ着実な整備を推進します。 ・生活道路の利便性や歩行者の安全性向上のため、狭あい道路の拡幅や歩道整備、自転車道整備を推進します。 ・幹線道路等への街路樹整備を行います。 ・超高齢社会等に向けコミュニティバスの充実を図ります。 【主な取組み】 ●幹線道路等の道路網や駅周辺における歩行者・自転車空間を整備しました。 ・都市計画道路整備率 H17：59.5% R2：75.9% ●小山駅やコミュニティバス等の公共交通機関において機能充実を図りました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	●幹線道路等への街路樹整備を推進しました。 ●交通拠点である道の駅思川（面積 約 33,000㎡）や小山駅東口駅前広場（面積 約 11,100㎡）を整備しました。 【検証】 ○広域的な連携をスムーズ化する幹線道路の整備を推進する必要があります。 ○まちなかへの通過交通の侵入を抑制し、市街地における交通渋滞の緩和等のため環状道路の整備を推進する必要があります。 ○都市計画道路において、長期未着手の路線が存在するため、今後の人口減少や高齢化社会を見据え、自動車交通量の減少が想定できるため、長期未改良区間の都市計画道路について、道路機能および整備の必要性の検証を行い、都市計画変更等の検討をする必要があります。 ○小山駅を中心拠点と各地域拠点のアクセス利便性の強化が必要です。 ○ウォークアブル化を推進し、車から人中心の道路整備を行う必要があります。 ○他の地方都市と比較して高い自動車利用率（約 69%）と低いバス利用率（約 0.3%）を改善するため、コミュニティバス等の公共交通の更なる利便性向上が必要です。 ○幹線道路等の街路樹について、高木化・老木化が進行しているため、適切な維持管理が必要です。 ○通学路の安全確保が必要です。
公園・緑地整備	【主な方針内容】 ・都市基幹公園の適正な維持管理や住区基幹公園の適正配置、機能の充実に図ります。 ・市街地における広場等のオープンスペースを確保します。 ・幹線道路等への街路樹の整備等により、魅力的で美しい街路空間の形成を推進します。 ・思川等の河川、平地林等の自然環境を保全しつつ、親水空間や桜堤等、自然にふれあうことができる環境を整備します。 【主な取組み】 ●都市公園の整備を推進しました。 ●幹線道路等への街路樹整備を推進しました。 ●思川の魅力向上に貢献する活動の実施、水辺空間へのアクセス改善を図りました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	●平地林等の緑の維持・管理に努めました。 【検証】 ○一人当たりの公園面積が、整備水準である 10㎡に届かないため、都市公園の整備推進が必要です。 ○公園施設の老朽化や樹木の高木化・老木化が進行しているため、適切な維持管理が必要です。 ○平地林について、宅地化、雑種地化の進行や相続に伴う売却処分により減少が見られるため、保全を図る必要があります。
都市景観形成	【主な方針内容】 ・小山駅周辺は、県南の玄関口として、市民が誇れるような活力と風格のある都市空間形成を図ります。 ・幹線道路沿いはデザイン誘導し、美しい景観を形成します。 ・日光街道沿い等は、その雰囲気(歴史)を大切にしたい街並みを創出します。 ・商業地や工業地、田園集落地等については、周辺との調和を図りながら、美しい街並みを創出します。 【主な取組み】 ●建築協定の運用や市街地再開発事業等による歩道状空地、公園、ポケットパーク、緑地等を創出しました。 ●建築物の高さや形態、色調等を制限した地区計画やまちづくり構想の策定や生垣設置費用助成制度を実施しました。 ●土地利用および建築デザイン、広告物の整序化に向けた方針を定めました。 【検証】 ○豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した小山固有の景観形成・誘導を図り、交流人口増加にも寄与する空間デザインを構築する景観づくりを行う必要があります。 ○河川区域内に整備および計画されていた公園等は、近年の度重なる自然災害により被害を受けることが想定されるため、関係機関やまちづくり団体等と調整し、代替地の選定を検討する必要があります。
都市防災	【主な方針内容】 ・建築物の不燃化・耐震化を図ります。 ・道路や公園、公共下水道等の都市基盤の整備により、災害に強い市街地形成を図ります。

分野	主な実現化した取組みと検証
	・災害時の避難場所や、安全な避難路の確保とともに、防災施設等の整備により地域の防災力向上を図ります。 【主な取組み】 ●土地区画整理区域内における円滑な避難移動の確保および適切な街区の形成を図るための適切な道路整備を実施しました。 ●橋梁については、5年に一度の頻度で点検を行い、健全度の判定を実施しました。 ●街区公園を市民の安全と誘致距離を考慮して配置しました。 ●公共下水道・河川・調整池の整備に努めました。 ●小山駅および間々田駅周辺と国道4号沿線の一部地域が防火地域・準防火地域に指定され、建物の不燃化・耐震化の向上を図りました。 【検証】 ○土地区画整理事業施行中の2地区（小山東部第一・栗宮新都心第一）について、道路、公園等の整備が完了していないため、引き続き推進する必要があります。 ○橋梁については引き続き定期的な点検を行い、適切な維持・更新等により災害に強い施設の整備を推進する必要があります。 ○街区公園については一人当たり都市公園面積の目標達成に向けて、引き続き整備を推進する必要があります。 ○近年多発する大雨災害等に対応するため、引き続き公共下水道・河川・調整池の整備を推進する必要があります。 ○住宅の老朽化や空き家への適切な維持管理不足による倒壊等の危険性排除のため、建築物の耐震化や、空き家の処分等への助成事業の普及啓発の必要があります。 ○近年多発する大雨災害や、発生が危惧される首都直下地震等の自然災害に対する防災体制の強化が必要です。 ○市街化区域の一部が浸水想定区域内に含まれているため、安全性向上に向けた対策が必要です。 ○災害時の避難場所や避難路を確保するため、公園整備やオープンスペースの確保や狭あい道路の拡幅の整備等を引き続き進める必要があります。
河川・供給 処理施設	【主な方針内容】 ・総合的な治水対策、親水空間整備等に関する河川整備を推進します。

分野	主な実現化した取組みと検証
	・安全で安定した上水の提供と、公共下水道や農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。 ・適正な産業廃棄物を推進し、ごみの不法投棄防止等のための監視体制を強化することで環境の汚染防止と自然環境の保全を図ります。 【主な取組み】 ●調整池や河川堤防等を整備しました。 ●上水道の安全で安定した供給に努めました。 ●公共下水道、農業集落排水処理施設の整備や普及啓発に努めました。 ●ごみ処理施設等の再配置、整備拡充、啓蒙活動等により、ごみの資源化、減量化に取り組んでいます。 【検証】 ○給水施設や公共下水道施設の改築・更新、公共下水道の未普及箇所の解消が必要です。 ○河川や内水による浸水被害を軽減・解消するための対策が引き続き必要です。 ○環境問題が深刻化しており、より一層のごみの減量化・資源化が必要です。 ○農業集落排水については、将来の人口推移等を考慮し、施設の統廃合が必要です。 ○民間開発等による市街化の進行に対して、総合的な雨水排水対策が追いついていない地域があります。
公共公益施設	【主な方針内容】 ・多様な市民ニーズに対応した、利便性の高い公共公益施設を整備します。 ・高齢社会や環境共生等にも対応した、公的住宅の適正な維持管理を図ります。 【主な取組み】 ●児童生徒数の変化に伴い、学区再編や統合を進め、学校の適正規模化や適正配置等を図りました。 ●閉校となった学校の利活用等を進めました。 ●市役所新庁舎が開庁し、庁舎機能の集約や行政事務の効率化が進みました。 ●公共施設のバリアフリー化や省資源・省エネルギー化を進めました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	●文化センターの再整備検討に取り組みましたが、建替えか耐震化か、現位置か移転かの方針が定まらず、再整備には至りませんでした。 【検証】 ○公共施設の適切な維持管理・更新等が必要です。 ○公共施設の配置を最適かつ持続発展可能なものとするため、施設廃止・統合に併せ、跡地利用を検討していく必要があります。 ○文化センターについて、「建て替えの実現性を追求する」との方向性の提言を受けたため、文化センターの在り方等について詳細を検討していく必要があります。 ○法令等により公共施設のバリアフリー化が進められているため、引き続き、高齢者・障がい者・子育て世代等の移動の円滑化により“ひとにやさしいまちづくり”を促進する必要があります。
市民参加	【主な方針内容】 ・市民主体のまちづくりを促進するため、組織の設立や運営を支援し、人的・金銭的支援を行います。 ・市民・企業・行政等による協働型まちづくりを推進するため、学習機会の提供や人材育成を進めます。 ・地区の実情に合わせた、計画的・効果的なまちづくりを推進します。 【主な取組み】 ●小山市地区まちづくり条例を策定しました。 ●地区まちづくり団体の設立やまちづくり構想の策定、地区計画の策定に努めました。 ・まちづくり研究会 2 団体・推進団体 36 団体 ・まちづくり構想 24 地区 ●まちづくり構想に基づく公園・広場の設置や道路拡幅等の住環境整備を推進しました。 ●小山市公式ホームページや出前講座を通して、都市計画や地区まちづくり、公共交通等に関する情報を提供しました。 ●都市計画決定やまちづくりプランの策定等に際して、ワークショップや公聴会、説明会、審議会の開催や、公告・縦覧、パブリックコメント等を実施しました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	【検証】 ○地域コミュニティの維持が重要なため、これまでの地区まちづくり活動で行ってきた地区内の建築物等に関するルール作りや、公園・広場や生活道路等のハード整備中心の取組みから、地域の課題解決や活性化に資する地域内でのソフト事業の実施や若い世代の参画強化等、持続可能な地区まちづくり活動の実現が課題です。 ○地区まちづくり活動の体制として、地域の課題解決や活性化に資する事業や取組みを主体的に行える人材の育成が必要です。 ○インターネットの活用や教育機関の協力により、幅広い世代に対し、まちづくりへの理解と関心を広めるため、引き続き SNS 等による効果的な情報発信の強化・活用に努める必要があります。

●緑の基本計画の検証

分野	主な実現化した取組みと検証
みどりの 保全・整備・活用	【緑の目標と実績（緑の確保目標水準）】 ①将来市街地面積に対する割合：市街地内緑のみ 目標：概ね 4.9% → 実績：概ね 1.5% 前回計画策定時：概ね 1.4% ②将来市街地面積に対する割合：周辺の緑を含む 目標：概ね 27.9% → 実績：概ね 13.5% 前回計画策定時：概ね 13.4% ③都市計画区域面積に対する割合 目標：概ね 5.8% → 実績：概ね 2.9% 前回計画策定時：概ね 2.7% ④一人当たりの都市公園の面積 目標：10.83m² → 実績：8.89m² 前回計画策定時：7.05m² ※前回計画に記載している目標値は、③が概ね 6.2%・④が 14.38m² ですが、この中に小山市も誘致範囲となっている市外の県営公園（みかも山公園、日光田母沢御用邸記念公園など）の面積も加算してありました。 一方、都市公園法施行令では、都市公園における敷地面積の標準を、「<u>一の市町村の区域内</u>」において定めていることを考慮し、今回の検証・計画では、市外の県営公園を含めないこととします。

分野	主な実現化した取組みと検証
	【主な取組み】 ●市街地や都市計画区域において緑面積の増加に努めました。 ●公園の整備により、一人当たりの都市公園の面積が増加しました。 【検証】 ○前回計画の緑の定義は、施設緑地（都市公園等）と地域制緑地（法令等によるもの）からなりますが、都市公園の整備面積が計画を下回ったこと、風致地区や特別緑地保全地区等の指定を行わなかったため、目標の①～④は達成できませんでした。 ○前回計画は、市外の県営公園（市内には県営公園は存在しない）の面積も目標に加算されていたため、法に基づく「市の区域内の都市公園の面積」で市民にわかりやすい目標を設定する必要があります。 ○法令等に基づく緑地保全のための地域指定が保安林である「東島田ふるさとの森」にとどまっているため、平地林等市内の緑地の減少を食い止めるための効果的な対策について検討を進める必要があります。 ○長寿命化計画に基づく遊具の更新や公園施設のバリアフリー化が進められてきており、既存公園のリニューアルへの市民ニーズも高いため、引き続き、一人当たりの都市公園面積の増加を図りつつ、既存公園の改修に取り組む必要があります。
みどりの配置	【主な方針内容】 ・緑の配置方針を踏まえて、様々な角度から緑の保全・整備および緑化の推進が望まれる地区を重点地区として9地区を指定し、積極的な施策の展開を図ります。 ・都市公園の整備方針としては、目標年次である令和2(2020)年において、都市公園として211箇所、約241.6haを確保することを目指します。 ・公共施設緑地について、都市計画緑地を約468.5haを確保することを目指します。その他、道の駅思川等の維持・確保を目指します。 ・みどりのまちづくり条例等を活用し保存樹林指定等を行います。 ・行政と市民それぞれの緑化活動の連携を円滑に行いながら、緑地の保全および緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、推進体制の確立等を図ります。

分野	主な実現化した取組みと検証
	【主な取組み】 ●施設緑地として、都市公園を整備しました。また、公共施設緑地として、平成 29（2017）年に思川緑地を都市計画決定しました。 ●渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されました。 ●渡良瀬遊水地コウノトリ交流館・琵琶塚古墳資料館・おやま縄文まつりの広場を開設しました。 ●河川法の適用の範囲で、公園施設等の整備や保全を行いました。 ●東島田ふるさとの森（3.3ha）の維持管理を行いました。 ●思川左岸の散策路の整備（思川公園一小山総合公園）を行いました。 ●社寺林や民有樹林地等の保存樹林指定等の検討をしました。 ●保存樹木 1 本、生垣 5 件を指定しました。 ●緑化推進基準に基づき、民間施設の緑化、開発行為の事前協議、中高層建築物の敷地等の緑化を指導しました。 ●まちのプロムナードを整備しました。 ●地区計画を利用し、緑化を推進しました。 ●自治会等が設置する公園等に関する補助を行いました。 ●桜の里親制度により、市内 2,195 本の植樹を達成しました。 ●広報・市 HP による生垣助成や苗木配布の情報提供を行いました。 ●とちぎの元気な森づくり県民税事業による平地林の整備を行いました。 【検証】 ○重点地区 9 地区の指定に至りませんでした。 ○都市公園の整備面積は約 36.6ha 増加し、約 148.9ha となりましたが、目標を達成できませんでした。 ○公共施設緑地については、思川緑地 107.3ha を都市計画緑地に指定しました。また、公共施設での敷地面積に対する緑化率が設定されていないため、目標値の設定を検討する必要があります。 ○地域制緑地として都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等や都市計画法に基づく風致地区の制度活用に向けた検討が必要です。 ○保存樹木は 1 件、保存生垣は 5 件が保全されています。 ○河川や史跡周辺の緑地等の保全・整備が進んでいることから、引き続き、動植物の生息地・生育地としての緑地による有機的なネットワークの形成に努める必要があります。 ○民有地緑化のより一層の推進が課題であるため、民間事業地内の緑化推進のための運用基準の作成、対象区域や事業所等の選定等に取り組む必要があります。

分野	主な実現化した取組みと検証
	○引き続き、緑地の保全および緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、地域の特性に合わせた公園整備等を進める必要があります。 ○公共施設新設時や既存施設の改修時等の緑化推進のための仕組みを新たに検討し、カーボンニュートラルや生物多様性の保全、SDGs 等の取組みに配慮した緑化の推進に取り組む必要があります。

用語解説

	用 語	説 明
A	DID・人口集中地区	Densely Inhabited Districts（人口集中地区）の略。国勢調査において設定される統計上の地域のこと。人口密度が 40 人／ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、合計人口が 5,000 人以上となる地域に設定される。
	DX・デジタルトランスフォーメーション	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
	KPI	Key Performance Indicator の略。日本語では「重要業績評価指標」や「重要達成度指標」と呼ばれており、目標達成のための各プロセスにおいて、達成度合いの計測と評価するための指標。
	NPO 法人	Non-Profit Organization の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。
	Park-PFI	公募設置管理制度のこと。都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置を適用する制度のこと。
	PFI	PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的機能を活用して行う手法のこと。
	PPP	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2030（令和 12）年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のための国際目標のこと。
	SNS	掲示板での書き込みやメッセージの交換、画像の共有等、「人と人とのつながり」をインターネットによって提供するサービスのことで、Facebook や X、LINE、instagram などがある。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。
あ	新しい生活様式	新型コロナウイルス等の新たな感染症の感染拡大を防ぐため、「3つの密」の回避やテレワークの導入といった新たな生活の様式のこと。
	アメニティ資源	自然景観や歴史的環境など、総合的な住み心地の良さを提供する資源。
	アンダーパス	交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路。
	一次生活圏	小山市におけるコミュニティ圏域のひとつの考え方。目安は、概ね小学校区で人口 5 千人。
	インフラ	社会・経済活動の維持・発展を支える道路や水道等の社会基盤のこと。
	ウォーカブル	道路や沿道建築物、公園等まちなかを、居心地良く歩きたくなること。
	ウォーカブル推進都市	国土交通省が推進する、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに賛同する地方公共団体のこと。
	雨水浸透枳	雨水などを集めて、一部を地面に吸収させることを目的とした集水設備のこと。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園のこと。
	エコツーリズム	地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことをめざしていく仕組み。
	延焼遮断帯	主に道路、河川、鉄道、公園等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより、火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。

	用 語	説 明
	オーガニック ビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めること。
	オープンスペース	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
	小山市地区 まちづくり条例	地区レベルの課題に応じたまちづくり（地区整備）を推進するため、市民と開発事業者、市の責任と役割・分担を明確にして、協働によるまちづくりを推進することを目的として定めた条例。
か	カーボン ニュートラル	地球温暖化への対策として、温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	街区公園	周辺住民のコミュニティ形成の役割も期待される、利用者誘致距離 250m、敷地面積 2,500㎡を標準とし整備する都市公園。
	回遊性	街なかを自由に移動して回れることで、歩行者の視点からの整備が重要になる。
	河岸段丘林	河川に沿う階段状の地形に形成された樹林。浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもの。
	合併処理浄化槽	し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯排水等）を、沈殿分離及び微生物の働きにより処理し、消毒放流する施設。
	緩衝緑地帯	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和等を図ることを目的とした緑地のこと。
	既存ストック	市街地において今まで整備されてきた公共施設、住宅、商業施設、業務施設等のこと。
	狭あい道路	一般的に、建築基準法第 42 条第 2 項で規定される幅員 4m 未満の道路など、幅員が非常に狭い道路のこと。
	（建物の）共同化	複数の権利者が建物を一体的に整備・利用すること。
	居住誘導区域	都市再生特別措置法第 81 条に基づき作成された立地適正化計画において、一定のエリアにおいて、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導し、人口密度を維持する区域。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両を通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置するもの。
	区域区分	計画的な市街地の形成を行うために、都市計画区域を市街化区域（既成市街地、今後市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制するべき区域）に分ける制度のこと。
	クラウド ファンディング	インターネットを使って不特定多数の人々から少額ずつの資金を調達する仕組み。
	グラウンドワーク	地域、企業、行政の構成と連携（パートナーシップ）により、環境改善等地域課題を解決する活動手法のこと。
	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）をインフラ整備に活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組み。
	グリーンツーリズム	農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
	景観審議会	小山市景観条例第 25 条に基づき、市内の景観形成に関して審議するための組織。
	公園活用事業	自由な発想による公園活用のプログラムを、企画段階から実施まで市民・事業者のプレイヤーが行うもの。

	用 語	説 明
	コージェネレーション	ひとつのエネルギーから、電気や熱などの複数のエネルギーを同時に取り出して使用するシステム。例えば、燃料を燃やして発電すると同時に、その廃熱を空調・給湯などに利用することにより、熱効率の向上を図るもの。
	工業系用途地域	都市計画法第 8 条に定められた用途地域のうち、市内に指定された準工業地域、工業地域、工業専用地域をさす。
	公共交通	鉄道・バス・タクシーなどで、一定の料金を支払うことで、不特定多数の人が利用できる交通機関。
	高度利用	都市計画法や建築基準法に基づく緩和制度を活用し、道路、公園、広場などの適正な整備とともに、中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
	高密度化	建築物が密集すること。高密度化による風通しの阻害や天空率の低下はヒートアイランド現象の要因になる。
	国勢調査	国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、総務省が実施する調査。
	国土強靱化	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するもの。
	コワーキングスペース	さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。
	コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に都市機能を集積させる施策。
さ	サイクル & バスライド	バス停付近にバス利用者用の自転車駐輪場を整備することにより、バス停留所から遠方の方でもバスを利用しやすくなる取組み。
	桜の里親	桜の里親が市に桜の購入、植栽等に要する費用を寄贈し、桜を守り育てる制度。桜を活かしたまちづくりを推進し、住民参加による活力とうるおいのある市政を実現することを目的としている。
	市街化区域	都市計画法第 7 条に定められた、都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法第 7 条に基づき定められた、都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業	都市再開発法第 2 条に定められた、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、道路等の公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備を行う事業。
	指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状態において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもので、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの。
	指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。
	社寺林	社寺が所有する森林のこと。
	住居系用途地域	都市計画法第 8 条に定められた用途地域のうち、市内に指定された第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域をさす。
	循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる社会。
	商業系用途地域	都市計画法第 8 条に定められた用途地域のうち、市内に指定された近隣商業地域、商業地域をさす。
	人口集中地区	国勢調査の結果として、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km ² あたり 4,000 人以上）が隣接し、その人口が 5,000 人以上となる地域のことをいう。

	用 語	説 明
	侵食谷	河川や氷河の侵食作用によって生じた谷。河谷の上流部では V 字形で、氷食谷は U 字形になる。断層に沿って生じた谷などに対していう。
	スプロール化	都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと。
	スポンジ化	人口減少等の急速な進行に伴い、都市の内部で空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する事象のこと。
	スローライフ	自分にとって大切なことに時間を気にせず ゆっくりとした暮らしを楽しむこと。
	生産緑地	市街化区域内にある農地等で、①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの、② 500㎡以上の規模の区域であること、③用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであることとの規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林をいう。
	生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子における多様性、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。
	セットバック	建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路であるとみなされた幅 4m 未満の道路に面する土地で、①その道路の中心線から水平距離 2m の範囲、②その道路の片側が崖地、川、線路等である場合は、その崖地等の側の道路境界線から水平距離 4m の範囲である当該土地の部分のこと。
	総合公園	都市住民全般的の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。
	ソフト事業	ハード事業以外の事業（資産を形成しないで消費する事業）などをいい、制度策定等の「モノづくりの仕組み」や「モノの利活用」の面からの事業。
た	多自然型護岸	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための施設のこと。
	多面的機能支払交付金	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援し、多面的機能が今後も適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするもの。
	建て詰まり	建築物の密度が高まるにつれて空地が減少し、それ以上新たに建築物を建てると安全性、健康性、快適性の面から環境が阻害される状況を表わすこと。
	団塊の世代	第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代。
	田んぼダム	田んぼに雨水を一時貯留させ、水路や川への排水量を抑制することにより浸水被害の軽減を図るもの。
	地域おこし協力隊	人口減少・少子高齢化社会が進展する中で、小山市の活性化を図ることを目的として、市外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を促進する事業。
	地区まちづくり研究会・推進団体	小山市地区まちづくり条例に基づき、地区レベルの課題に応じたまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動のための団体。
	地区まちづくり構想	地区まちづくり推進団体が中心となり、各地区の住民が、今まで議論してきた地区の将来像やそれを実現するための取り組みをとりまとめた地区の構想
	地区計画	都市計画法第 12 条の 5 に基づく都市計画の一種。地区の特性にふさわしい良好な環境をつくっていくために、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを行う制度のこと。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置するもの。
	地産地消	地域で生産された農畜産物を地域で消費する。また、地域の消費者の必要とするものをその地域で生産すること。
	通過交通	ある地域を単にとおるだけで、その地域内には目的地をもたない交通のこと。
	低炭素化	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を最小限に抑えること。

	用 語	説 明
	低未利用地	空き地（駐車場や資材置場等の利用の程度が著しく劣っている土地を含む。ただし、立体駐車場等は空き地には含まない。）及び空き家・空き店舗等の存する土地。
	デジタルプラットフォーム	ICT やデータを活用して第三者に提供する場（デジタル・プラットフォーム）のこと。
	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと。
	都市機能誘導区域	都市再生特別措置法第 81 条に基づき作成された立地適正化計画において、福祉・医療・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画区域	都市計画法第 5 条に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定する区域。
	都市計画道路	都市計画法に基づき整備が決定された道路。
	都市公園	都市公園法第 2 条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一つの都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含むもの。
	都市再生整備事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る事業。
	都市施設	都市計画において定めることができる、道路・公園・下水道等の施設。
	土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づく土地の形質の変更及び道路、公園等の公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。
	トラスト	土地の寄贈や、寄付金の受付・買い取りによって、その自然を開発などから守る取り組み。
な	内水	堤防の内側（市街地側）を流れる側溝や排水路、下水道などから水が溢れる水害のこと。
	農業集落排水事業	主に農村地域の集落単位で、各戸からの生活排水を修水して共同で処理する施設を整備する事業。農業用水の水質保全や農村生活環境の改善などを目的とする。
	農泊	農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
	農用地区域	農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域として定めたもの。
	ノーマライゼーション	障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、そのような社会こそノーマル（普通）であるという考え方に基づく社会づくりのこと。
は	パークレット	パークレットは、主に路肩や停車帯を活用して滞留空間を生み出す取り組み
	ハード事業	農道やダム、施設等の整備など「モノをつくる」事業および修繕、またそれらに要する原材料の支給などを行なう事業。
	パートナーシップ	協力関係、提携のこと。
	パブリックコメント	計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。
	バリアフリー	高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
	避難路	広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等のこと。
	ファシリテーター	会議や商談などの場で参加者の発言を促したり、話をまとめたりすることで、話し合いをより良いゴールに導く進行役。
	風致地区	都市計画法に基づき、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、地域地区のひとつ。

	用 語	説 明
	平地林	農林用や薪炭林として平野部に残されてきた森林で、里山ともいう。
	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防災拠点	広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救助物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点意味で用いること。
	墓園	特殊な公園で、その目的に則して配置するもの。
	ほこみち	道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける楽しく過ごせる「みち」にするため、「歩行者利便増進道路」につけた愛称。
	ポケットパーク	一般的には都市部の中の小公園を示し、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。
	歩道状空地	歩道と建築敷地内の公開空地が一体となった歩道状の空地のこと。
ま	マルチテナント型物流施設	複数のテナントの入居を想定した物流施設のこと。
	メンテナンスサイクル	道路・橋梁・トンネル、河川・ダム、下水道などのインフラ長寿命化のため点検・診断・修繕などの措置や記録を、くり返し行う業務サイクルのこと。
	モビリティマネジメント	過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態へ、都市を少しずつ変えていく一連の取り組みのこと。
や	屋敷林	冬の季節風や火災などから家屋を守るため、住宅のまわりに植えられた樹林のこと。
	遊休不動産	店舗やビル、工場、倉庫や土地など、企業活動にほとんど活用されていない住居以外の不動産のこと。
	誘致距離・誘致範囲	公共施設を利用する人の誘致圏の示す距離のこと。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	性別や年齢、身体機能に関わらず全ての人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。
	用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
	用途地域	都市計画法第 8 条に定められた、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
ら	流域治水	雨水が河川に流入する地域（集水域）から河川等の氾濫により浸水が想定される地域（氾濫域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
	リノベーション	中古住宅に対して、機能・価値の再生のための包括的な改修を行うこと。これから転じて、既成市街地において、既存ストックの有効利用及び民間活力の活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図ることもさす。
	緑化審議会	小山市みどりのまちづくり条例に基づき、緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を審議する会。
	緑住集落地	新たな住まいの場を提供しながら、田園集落としての美しさをあわせて創出していく、小山市スタイルの市街化調整区域集落の位置づけ。
	緑地協定	都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間に渡る土地の所有者等が、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。
	歴史公園	特殊な公園で、その目的に則して配置するもの。
わ	ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す言葉。

小山市都市と緑のマスタープラン【全体構想】

小山市都市計画マスタープラン

小山市緑の基本計画

令和6年3月策定

発行 栃木県小山市

企画・編集 都市整備部 都市計画課・公園緑地課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

